令和元年
5月16日

ふれあい通信

第９号

自転車の交通事故防止

5/1（水）～5/31（金）は『自転車安全利用月間』です！！

自転車月間は、自転車を利用する人に、基本的な交通ルールを広める活動や、街頭指導を強化し、自転車の交通事故をなくすために行われています。

「自転車安全利用五則」を守って安全走行しましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

この標識がある歩道は自転車で通行できます。

※　標識がない場所でも

- 幼児、児童（１２歳以下）、７０歳以上の方は歩道を自転車で通行することができます。
- 自動車等の交通量が多く、接触事故の危険があるなどやむを得ない場合に歩道を通行できます。

2 車道は左側を通行

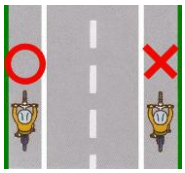

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進・スマホ使用などルール違反禁止）

5 子どもはヘルメットを着用

◆自転車は「車」のなかまです◆

「自転車安全点検」をして安全走行しましょう。

ブレーキワイヤーがゆるんでいませんか？

ライトは点灯しますか？

ハンドルの締まり、ゆがみ等はありませんか？

ベルは鳴りますか？

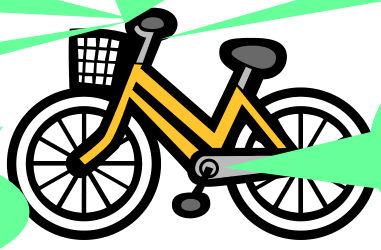

タイヤの空気は入っていますか？

・サドルの締まり
・反射材は付いていますか
・チェーンのたるみ等
は大丈夫でしょうか？

「自転車保険」に入って安全走行しましょう。

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により自転車保険の加入が義務付けられています。

滋賀県全体で自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車の関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

条例の内容は・・・

- 自転車の点検整備および防犯対策（防犯登録、施錠）
- 自転車損害賠償保険の加入義務（平成 28 年 10 月1日施行）
- 幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用
- 自転車を利用した観光の促進
- 自転車道路環境の整備

「元号が変わったのでキャッシュカードを預かります」と言われたら詐欺です！

高齢者をねらう詐欺の手口！

★★手口★★

犯人は、銀行員などをかたり「元号が変わったのでキャッシュカードが使えなくなる」「元号が変わったのでキャッシュカードを新しくしたほうがよい」「確認のため暗証番号を教えてください」などと電話でだまし、キャッシュカードを自宅まで取りに来ます！

令和

ご家族やお知り合いに高齢の方がおられたら、教えてあげてください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp